

平成28年度
伝統音楽普及促進支援事業
募集案内

申請提出期限 平成28年2月19日（金）必着
提出先及び問合せ先

文化庁文化財部伝統文化課振興係

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111(代表)

内線 3104

FAX 03-6734-3820

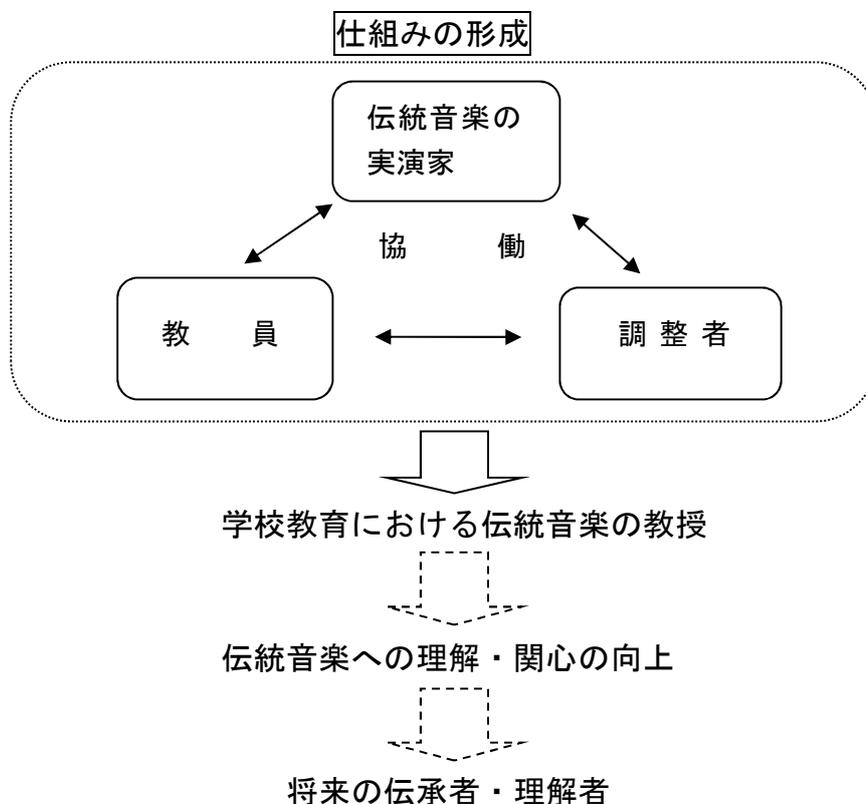
I 事業実施に当たって

三味線音楽や箏曲^{そうきょく}などの伝統音楽は、生活様式の変化などによって日常的に触れる機会が少なくなっています。このため、伝統音楽を学ぼうとする若い人が減り、実演家数が減少するという、次世代へ伝統音楽を伝承していくことが危ぶまれる状態になっています。

学校教育では、学習指導要領の改訂により、音楽の授業で扱う伝統音楽が充実されたこともあり、教員自身が伝統音楽の専門知識や正しい演奏方法を学習できる機会や授業で使える教材を研究する機会を得ることが望まれています。

文化審議会文化政策部会においては、学校教育において伝統音楽を効果的に扱うにはどうしたらよいのかを、実演家と教員が一緒になって考える機会をつくる取組や実演家と教員の両者を調整する人材を育てる取組に対して支援することが、継続的な伝承を図るためには必要であると提言しています。

本事業は伝統音楽の将来の伝承者や理解者を増やしていくことを目的としており、実演家と教員、さらには調整者等が一体となって事業を進めることにより、伝統音楽を教える立場にいる教員等の伝統音楽に対する理解を深めるとともに、学校教育を通じて、伝統音楽に対する若い人の関心を高め、次世代の伝承者や理解者を育む環境が醸成されていくことが期待されます。



Ⅱ 募集について

1. 事業の概要

本事業は、伝統音楽の正しい知識、技能を教員等に教授するために、実演家で構成された団体等が行う取組に対して支援を行うことにより伝統音楽の普及を促進し、将来の伝承者及び理解者の養成を図ることを目的とする事業です。採択された場合は、別添「伝統音楽普及促進支援事業委託実施要項」に基づき委託契約を締結し、事業完了後に委託費が支払われます。

なお、継続した事業を実施する場合であっても、年度毎に事業の申請をしていただき、採否の審査を行います。

2. 対象とする伝統音楽

本事業において、対象とする伝統音楽は、専従実演家によって随時公開される我が国の次のものとします。

びわ 琵琶楽、尺八、箏曲、三味線音楽（歌い物、浄瑠璃）、能楽（謡、囃子）、その他（江戸時代以前に様式が定まり現在まで継承されているもの）

3. 対象とする団体

伝統音楽の実演家を構成員とする団体、伝統音楽の普及に関する事業を行っている文化芸術の振興を目的とした団体（以下「実施団体」という）で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 法人格は有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
 - ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
 - ② 団体等の意志を決定し、執行する組織が確立していること
 - ③ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 対象とする事業

(1) 事業を実施するに当たっては、本事業の目的に基づくとともに、実演家、教育関係者等から事業について意見を聞くための協力体制（以下「事業運営委員会」という）を整えることが必要です。

(2) 対象とする事業は、次の取組とし、複数の取組を実施することも可能です。

合同研究事業

伝統音楽の楽器演奏及び歌唱法を学校の授業で教えるために必要な指導方法について、実演家、教員等が合同で行う研究会、講習会及び成果発表会

コーディネーター支援事業

伝統音楽を学校の授業で行う場合に必要となる外部講師との調整、諸準備

等を実質的に行う調整者（コーディネーター）を育成するための研修会
教材作成事業

伝統音楽を学校の授業で児童生徒に指導する際に用いる参考書、教則本の作成

なお、平成27年度に本事業において支援を受けている場合は、支援を受けて団体が実施した事業の状況・結果等を踏まえた工夫や新たな取組を実施するようにしてください。

5. 事業実施期間

本事業の委託期間は、文化庁との委託契約書の締結日（6月以降を予定）から平成29年3月31日までの間で、事業が適切に実施できる期間とします。

国の委託契約は、委託契約書を締結（委託契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなりますので、申請事業が採択されたとしても委託契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。

6. 支援対象経費及び支援金額

(1) 支援金額は本事業予算の範囲内で算定するため、要望額をすべて満たすとは限りませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 支援対象経費は、事業に直接必要とする経費とし、経費によっては単価等の制限を設けています。詳しくは、「別紙・支援対象経費」（P.7）を御参照ください。

（本事業予算には限りがありますので、特に、教材作成事業の印刷製本費で支援対象とする部数は300部を上限とし、CD・DVD製作費はマスター製作のみを支援対象とします）

(3) 文化庁は、実施団体との間で委託契約を締結し、事業完了後に当該契約に基づいて精算し、契約金額を上限として支払うものとします。

(4) 申請書類の実施計画書の予算書に計上されている経費が支援の対象となる経費となります。予算書に計上されていない経費は支援の対象となりませんので、実施可能な事業計画を十分検討の上、作成してください。

7. 支援対象外事業及び経費

次の事業及び経費は支援の対象となりませんので、御注意ください。

(1) 対象外とする事業

① 児童生徒を対象とした事業（実演家が授業等で直接児童生徒を対象に行う講話、実技披露、楽器演奏等指導）

(2) 対象外とする経費

① 事業を実施するに当たって、打合せや実演家、教育関係者等から事業について意見を聞くための協力体制（「事業運営委員会」）に要する経費

② 本事業の実施団体から報酬が支給されている者への諸謝金（会議出席謝金、講師謝金、指導謝金、原稿謝金）

- ③ 100キロ未満の移動に係る列車の特急料金及び列車運賃の特別料金（グリーン料金等），東京都23区内又は市内のみの移動，タクシー代
- ④ パソコン，ハードディスクなどのOA機器など転売が可能な物品
- ⑤ 1点10万円（税込み）を超える物品の購入費
- ⑥ 研究会，講習会，研修会等を受講する者に支給する手当，旅費
- ⑦ 会議費（茶菓代，弁当代等）
- ⑧ 楽器購入費・修理費
- ⑨ 団体が通常行っている活動等に要する経費及び本事業との経費区分が困難な経費（事務所の賃借料，事務機器の購入・借料，光熱水費，電話代，ホームページ運用費，印紙代，職員賃金，生活雑貨等）
- ⑩ その他事業の趣旨から適当でない経費

8. 申請時の提出書類

- (1) 申請書（様式1），団体の概要（様式2），事業計画書（様式3），平成27年度の実施状況（様式4），誓約書（様式5），任意団体に関する様式（様式6），各様式は「IV 提出書類について」を参照ください。
- (2) 団体に関する書類
 - ① 法人の定款，寄附行為等の規約文書
 - ② 団体の規約，組織図，役員名簿，会計事務処理の基準，収支計算書（法人格を有しない団体のみ）

9. 提出期限及び提出先（問合せ先）

提出期限：平成28年2月19日（金）必着

※封筒に「平成28年度伝統音楽普及促進支援事業」と朱書きで記入してください。

提出先：文化庁文化財部伝統文化課振興係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111（代表） 内線3104

※問合せは，平日の9時30分から18時15分となります。

10. 審査及び審査結果

- (1) 審査は，対象とする伝統音楽を考慮しつつ，団体の状況，申請内容等を外部有識者で構成された審査会において総合的に評価し，審査会の結果を踏まえて，文化庁が採択の可否を決定します。特に，次の評価の視点が重要となります。
 - ① 本事業の趣旨に添った事業計画になっているか。
 - ② 事業実施に必要な人員・組織体制が整っており，計画の実現性が高いか。
 - ③ 事業計画内容が具体性，適正性，効率性に優れているか。
 - ④ 事業計画に対して適当な経費が計上されているか。
 - ⑤ 支援終了後も事業を継続的に実施していく協力体制が構築される可能性が

高いか。

- ⑥ 平成27年度に本事業において支援を受けている場合は、支援を受けて団体が実施した事業の状況・結果等を踏まえた工夫や新たな取組を実施するような事業計画となっているか。
- ⑦ 事業計画の実施により、伝統音楽の普及及び教育などにおいて波及効果を及ぼすことが期待できるものであるか。
- ⑧ 支援の緊要度の高い事業計画であるか。

※審査結果は採択・不採択に関わらず申請のあった団体等に対し、平成28年4月中に郵送にてお知らせする予定です。

1 1. 申請に当たっての留意事項

- (1) 事業の着手は、委託契約書の締結後（6月以降の予定）でなければ認められません。また、採択団体は、事業開始日の1か月前までに委託契約の締結に必要な書類を提出していただきますので、事業開始日は事務手続上、無理のない日付としてください。
- (2) 申請に当たっては、実演家と教員、調整者が協働して継続的に伝統音楽を教授できる仕組みの形成につながる事業計画を検討してください。なお、申請書類の作成に当たっては、別紙記入例を参考にしてください。
- (3) 教材作成事業については、作成を計画している教材の内容がわかる目次（案）、配布先等について別紙記入例を参考に実施計画書に記載してください。また、教材は外部の専門家の監修を経て作成する必要があります。監修者の氏名・役職を実施計画書に記載してください。
- (4) 伝統音楽の実演家を構成員とする団体のうち、支部組織がある場合は支部で実施する事業を本部がまとめて申請することも可能です。ただし、採択された場合、文化庁は本部と委託契約を締結し、本部に支援額を支払うため、支部で実施した事業であっても本部が責任をもって会計処理等を含めた事業の管理を行ってください。
- (5) 申請書類の実施計画書の予算書に計上されている経費が支援の対象となる経費となります。予算書に計上されていない経費は支援の対象となりませんので、実施可能な事業計画を十分検討の上、作成してください。
- (6) 業務実施に伴う講師等への謝金や旅費の経費の支払については、原則として銀行振り込みとしてください。なお、振込手数料（通信運搬費）は本事業の支援対象経費となります。
- (7) 提出いただいた書類は、その記載内容について文化庁から問合せをすることがありますので、必ず写しをとり保管するようにしてください。また、文化庁から追加資料の提出をお願いする場合があります。なお、提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

1 2. その他留意事項等

- (1) 団体等は、委託業務に関する出納を明らかにした帳簿を備え、契約書、領収書、

預金通帳など関係書類について委託業務を実施した翌年度から5年間（平成34年3月末）保管する義務があります。また、本委託業務の資金については、団体の一般会計とは区別して資金管理をしてください。

- (2) 委託事業の業務内容が事業計画書と著しく異なっていると認められる場合は、委託事業実施期間中においても、委託契約を取り消す場合があります。
- (3) 委託事業終了後、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になるとともに、検査・調査の結果によっては、委託費を国庫に返納させる場合があります。

1 3. 不正受給等に伴う応募制限について

本事業において委託費の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4~5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2~3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（1）、（2）に準じて取り扱う。

1 4. その他参照資料

本事業の実施に当たっては、委託契約書、委託要項のほか、文化庁委託業務実施要領に定めるところによります。

別紙・支援対象経費

対象経費

費目	主な内訳
諸謝金	会議出席謝金, 講師謝金, 指導謝金, 原稿謝金, 教材監修謝金
旅費	会議出席旅費, 講師旅費, 指導者旅費, 日当, 宿泊費
借損料	会場借料, 楽器借料
消耗品費	用紙購入費, 事務用品購入費
通信運搬費	郵便料, 楽器運搬費, 振込手数料
雑役務費	資料印刷費 (教材の印刷製本は300部を上限), 写真焼付費, CD・DVD製作費 (マスター製作のみ)

単価制限

費目	区分	単位	単価	1回あたりの上限
諸謝金	会議出席謝金	1時間	7,000円	14,000円
	講師謝金	1時間	7,900円	
	指導謝金	1時間	5,100円	
	原稿謝金	1枚	2,000円	
	教材監修謝金	1時間	5,100円	
	※上記は, 文化庁諸謝金単価基準に基づいて設定しており, 上記単価が上限となります。これにより難しい場合は御相談ください。			
旅費	会議出席旅費	1回	実費額	
	講師旅費			
	指導者旅費			
	日当	宿泊あり	2,200円	
		宿泊なし	1,100円	
	宿泊費	1日	実費額	①10,900円, ②9,800円
	①は, さいたま市, 千葉市, 東京23区, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 広島市, 福岡市, 熊本市 ②は, ①以外の地域			
※上記は, 国家公務員等の旅費に関する法律に基づいて設定しています。上記の取扱い以外については, 都道府県・市町村や実施団体の旅費規則などの算出根拠となる書類を添付してください。これにより難しい場合は御相談ください。				
借損料 消耗品 通信運搬費 雑役務費	会場借料, 楽器借料, 事務用品購入費, 楽器運搬費, 印刷製本費等は, 見積書の徴取などにより, 用途のあった妥当な価格を積算してください。(合見積書等の提出を求めることがあります。)			

IV 提出書類について

(1) 申請に当たっては、次の様式1～6を作成し、提出してください。

様式1 申請書

様式2 団体の概要

様式3 事業計画書

合同研究事業

コーディネーター支援事業

教材作成事業

※各様式の記載方法は、記入例を参照ください。

様式4 平成27年度の実施状況

(平成27年度に本事業において支援を受けている場合は提出が必要)

※様式の記載方法は、記入例を参照ください。

様式5 誓約書

様式6 任意団体に関する様式

(申請団体が任意団体である場合のみ提出が必要)

※様式の記載方法は、記入例を参照ください。

記入例(様式3, 様式4, 様式6)

※ 上記の様式とあわせて、次の「団体に関する書類」を提出してください。

① 法人の定款, 寄附行為等の規約文書

② 団体の規約, 組織図, 役員名簿, 会計事務処理の基準, 収支計算書

(②は, 法人格を有しない団体のみ)

(2) 様式は, 文化庁のホームページ

(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/dentoongaku/index.html>) からダウンロードしてください。

(3) 申請書の作成に当たっては, 記入例を必ず一読の上, その内容を踏まえて作成してください。

平成28年度
伝統音楽普及促進支援事業
申請書

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

住 所 〒

団 体 名

代表者職氏名

平成28年度「伝統音楽普及促進支援事業」について、申請関係書類を提出します。

1. 申請事業

1. 合同研究事業

2. コーディネーター支援事業

3. 教材作成事業

2. 事業の内容

(様式3)「事業計画書」に記載のとおり

3. 責任者及び事務担当者

氏名	職名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
(責任者)				
(会計担当者)				

(事業担当者・連絡担当者、書類の送付希望先)				
氏名	職名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
書類の送付先住所等 〒				

団体の概要

(平成28年2月1日現在)

(ふりがな) 団体名			代表者職・氏名	
			法人番号	
所在地	〒		電話番号	
			FAX番号	
団体設立年月	法人設立年月	年 月 (主務官庁)		
組 織	役 職 員		団体構成員及び加入条件等	
沿 革				
目 的				
音楽普及事業等 の実績	※伝統音楽普及促進支援事業、自ら主催した事業のうち、最近の実績を記載してください			

事業計画書

I 委託事業の内容

1. 事業区分(合同研究事業/コーディネーター支援事業/教材作成事業)												
2. 伝統音楽の分野												
<input type="checkbox"/> 琵琶楽 <input type="checkbox"/> 尺八 <input type="checkbox"/> 箏曲 <input type="checkbox"/> 三味線音楽 <input type="checkbox"/> 能楽 <input type="checkbox"/> その他()												
3. 伝統音楽の名称												
4. 実施期間												
平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()												
5. 業務項目別実施期間												
業務項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実施場所	
①												
②												
③												
④												
⑤												
6. 事業の趣旨・目的												
7. 事業の内容												

8. 協力体制

--

9. これまでの取組・成果等

--

10. 本事業等において過去に支援を受けた実績

事業名称	年度	事業者	支援額

11. 知的財産権の帰属

Ⅱ 委託業務経費

1. 経費予定額

【確認事項】消費税等仕入控除税額の取扱い(ア、イ、ウのいずれかに○をつけること)

ア 課税事業者

イ 簡易課税事業者

ウ 免税事業者

- * 必ず会計担当者が記載内容を確認するようにしてください。 会計担当者確認済署名 印
- * 事業計画書の「7. 事業の内容」欄に記載した人数、回数等に合わせた上で積算を作成してください。
- * 計算式が設定されていますので青色の欄には入力しないでください。
- * 金額欄には税込の金額を記入してください。
- * 欄が不足する場合は行を挿入してください。複数ページにわたっても結構です。
- * 提出前に必ず検算するようにしてください。

単位:円

費目	種別	内訳	数 量	数 量	数 量	単 価	金 額	備 考	
事業費	諸謝金		人	時間	日				
			人	時間	日				
			人	時間	日				
			人	時間	日				
		諸謝金合計						0	
	旅費								
		旅費合計						0	
	借損料								
		借損料合計						0	
	消耗品費								
		消耗品費合計						0	
	通信運搬費								
		通信運搬費合計						0	
	雑役務費								
		雑役務費合計						0	
	総 事 業 費							0	

平成27年度の実施状況

伝統音楽	分野	<input type="checkbox"/> 琵琶楽 <input type="checkbox"/> 尺八 <input type="checkbox"/> 箏曲 <input type="checkbox"/> 三味線音楽 <input type="checkbox"/> 能楽 <input type="checkbox"/> その他()
	名称	
団体	名称	
	所在地	
事業概要	事業区分	<input type="checkbox"/> 合同研究事業 <input type="checkbox"/> コーディネーター支援事業 <input type="checkbox"/> 教材作成事業
	1. 平成27年度の実施内容(対象地域、対象者、受講者の人数、作成した教材内容等も明記してください)	
		2. 平成27年度の事業成果(構築した協力体制や事業効果を記載してください)

※合同研究、コーディネーター支援、教材作成の事業毎に、1・2枚程度で簡潔にまとめてください。

誓約書

当団体は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

団体名及び代表者名

署名（自署）

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

任意団体に関する事項

代表者

印

1. 団体名
2. 団体の目的
3. 団体の構成員及び役割等

役割等	構成員氏名	住 所	連絡先

4. 団体の主たる事務所の所在地
5. 委託業務における債務責任者(複数人可)※債務責任者本人が署名・押印を行うこと
6. 責任者に事故等があった場合の措置※債務責任継承者本人が署名を行うこと
 上記5における債務責任者が、本委託業務に係る債務の履行が不可能となった場合には、本委託業務に係る一切の債務を保証するものとする。
7. 会計事務処理の基準(旅費支給、謝金単価基準等)
8. 定款、寄付行為に類する規約、団体の役員名及び財務諸表の公開の方法
9. 業務終了後(解散後)の債務継承(証拠書類等の保存義務等)
10. その他必要な事項

8. 協力体制

※事業を実施するに当たって、どのような協力体制で臨む予定なのか記載ください。

(例)

〇〇市教委, 〇〇市学校支援地域本部, NPO法人〇〇に事業参画を得る予定であり, 参画者の意見を踏まえて実施する体制を整えることが可能である。事業実施にあたっては, 事業運営委員会を設置し, 構成員は次のような方の参画を得ることを予定している。

<参画予定者>

〇〇〇〇氏(〇〇学校音楽教員), 〇〇〇〇氏(〇〇〇)

9. これまでの取組・成果等

※これまで本事業において支援を受けている場合は, 支援を受けて団体が実施した事業の取組・成果を記載してください。また, 平成27年度に支援を受けている場合は, 状況・結果等を踏まえた工夫や新たな取組を記載してください。新規に申請される事業の場合は, これまでの同種活動の取組・成果について記載してください。

10. 本事業等において過去に支援を受けた実績

事業名称	年度	事業者	支援額
合同研究事業	平成25年度	長唄会	1,500,000円
合同研究事業	平成26年度	長唄会	1,000,000円
コーディネーター支援事業	平成26年度	長唄会	800,000円

11. 知的財産権の帰属

「知的財産権は乙(団体)に帰属することを希望する。」又は「知的財産権はすべて甲(文化庁)に帰属する。」のどちらかを記入してください。

8. 協力体制

※事業を実施するにあたって、どのような協力体制で臨む予定なのか記載ください。

(例)

〇〇市教委, 〇〇市学校支援地域本部, NPO法人〇〇に事業参画を得る予定であり, 参画者の意見を踏まえて実施する体制を整えることが可能である。事業実施にあたっては, 事業運営委員会を設置し, 構成員は次のような方の参画を得ることを予定している。

<参画予定者>

〇〇〇〇氏(〇〇学校音楽教員), 〇〇氏(〇〇〇), 〇〇氏(〇〇〇)

9. これまでの取組・成果等

※これまで本事業において支援を受けている場合は, 支援を受けて団体が実施した事業の取組・成果を記載してください。また, 平成27年度に支援を受けている場合は, 状況・結果等を踏まえた工夫や新たな取組を記載してください。新規に申請される事業の場合は, これまでの同種活動の取組・成果について記載してください。

10. 本事業等において過去に支援を受けた実績

事業名称	年度	事業者	支援額
合同研究事業	平成25年度	長唄会	1,500,000円
合同研究事業	平成26年度	長唄会	1,000,000円
コーディネーター支援事業	平成26年度	長唄会	800,000円

11. 知的財産権の帰属

「知的財産権は乙(団体)に帰属することを希望する。」又は「知的財産権はすべて甲(文化庁)に帰属する。」のどちらかを記入してください。

8. 協力体制

※事業を実施するに当たって、どのような協力体制で臨む予定なのか記載ください。

(例)

〇〇市教委, 〇〇市学校支援地域本部, NPO法人〇〇に事業参画を得る予定であり, 参画者の意見を踏まえて実施する体制を整えることが可能である。事業実施にあたっては, 事業運営委員会を設置し, 構成員は次のような方の参画を得ることを予定している。

<参画予定者>

〇〇〇〇氏(〇〇学校音楽教員), 〇〇氏(〇〇〇), 〇〇氏(〇〇〇)

9. これまでの取組・成果等

※これまで本事業において支援を受けている場合は, 支援を受けて団体が実施した事業の取組・成果を記載してください。また, 平成27年度に支援を受けている場合は, 状況・結果等を踏まえた工夫や新たな取組を記載してください。新規に申請される事業の場合は, これまでの同種活動の取組・成果について記載してください。

10. 本事業等において過去に支援を受けた実績

事業名称	年度	事業者	支援額
合同研究事業	平成25年度	長唄会	1,500,000円
合同研究事業	平成26年度	長唄会	1,000,000円
コーディネーター支援事業	平成26年度	長唄会	800,000円

11. 知的財産権の帰属

「知的財産権は乙(団体)に帰属することを希望する。」又は「知的財産権はすべて甲(文化庁)に帰属する。」のどちらかを記入してください。

Ⅱ 委託業務経費

(記入例)

1. 経費予定額

当該事業終了後には、請求書・振込明細書又は領収書と照合してください。

課税事業者等が不明な場合は、貴団体の税理士等に確認してください。

【確認事項】消費税等仕入控除税額の取扱い(ア、イ、ウのいずれかに○をつけること)

○ **ア** 課税事業者

イ 簡易課税事業者

ウ 免税事業者

- * 必ず会計担当者が記載内容を確認するようにしてください。
- * 事業計画書の「7. 事業の内容」欄に記載した人数、回数等に合わせた上で積算を作成してください。
- * 計算式が設定されていますので青色の欄には入力しないでください。
- * 金額欄には税込みの金額を記入してください。
- * 欄が不足する場合は行を挿入してください。複数ページにわたっても結構です。
- * 提出前に必ず検算するようにしてください。

会計担当者確認済署名 文化 太郎

文
印

単位:円

費目	種別	内訳	数量	数量	数量	単価	金額	備考
事業費	諸謝金	講師謝金	1 人	2 時間	3 日	7,900	47,400	
		指導謝金	3 人	2 時間	3 日	5,100	91,800	
		原稿謝金	1 人	20 枚		2,000	40,000	
		諸謝金合計						179,200
	旅費	講師旅費(東京-新大阪)	1 人	3 回		28,500	85,500	
		講師宿泊費(大阪)	1 人	3 泊		10,900	32,700	
		講師日当	1 人	3 回		2,200	6,600	
		指導者旅費(京都-大阪)	3 人	3 回		28,500	256,500	
		指導者宿泊費(大阪)	3 人	3 泊		10,900	98,100	
		指導者日当	3 人	3 回		2,200	19,800	
		旅費合計						499,200
	借損料	楽器借料	1 個	3 回		10,000	30,000	
		会場借料	3 回			5,000	15,000	
		借損料合計						45,000
	消耗品費	コピー用紙代	3 個			600	1,800	
		消耗品費合計						1,800
	通信運搬費	楽器運搬費	1 式	3 回		25,000	75,000	
		郵送料	9 件			120	1,080	
		振込手数料	13 件			432	5,616	
		通信運搬費合計						81,696
	雑役務費	資料印刷費	20 枚			10	200	
		雑役務費合計						200
	総事業費							807,096

平成27年度の実施状況

伝統音楽	分野	<input type="checkbox"/> 琵琶楽 <input type="checkbox"/> 尺八 <input type="checkbox"/> 箏曲 <input type="checkbox"/> 三味線音楽 <input type="checkbox"/> 能楽 <input type="checkbox"/> その他()
	名称	〇〇流尺八
団体	名称	〇〇〇協会
	所在地	〇〇〇県〇〇市〇〇番地
事業概要	事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 合同研究事業 <input type="checkbox"/> コーディネーター支援事業 <input type="checkbox"/> 教材作成事業
		<p>1. 平成27年度の実施内容(対象地域, 対象者, 受講者の人数, 作成した教材内容等も明記してください) (例)</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 内容</p> <p>(4) 対象地域 〇〇県〇〇市</p> <p>(5) 対象者 〇〇市内の〇〇学校, □□学校, △△学校等10校の音楽教員</p> <p>(6) 受講者の人数 〇人が参加</p> <p>本事業を実施に当たって工夫したことは,を検討し, ができたことである。これにより,につながった。 また, これまでは.....であったことから, を実施した。</p> <p>(※) 作成した教材内容 作成した教材を添付のとおり送ります。 (作成中の場合は, 現段階の内容(案)を添付のとおり送ります。)</p>
		<p>2. 平成27年度の事業成果(構築した協力体制や事業効果を記載してください) (例)</p> <p>① 〇〇教育委員会, 〇〇との協力体制を構築することができ, 継続的に.....を行える体制が整った。</p> <p>② 受講した教員は, ...を習得し, ...ができるまでになった。</p> <p>③ 本事業に参加した教員のうち〇名は, 実際に学校の授業で〇学生の子供たちに対して.....を行うことができ, 現在も定期的に.....を行っている。</p> <p>④ ③の授業を受けた子供たちは,に対する関心が高まり, 「.....」, 「.....」というような声が聞けた。</p> <p>⑤ アンケートの結果によると,という回答が〇%であった。</p>

※合同研究, コーディネーター支援, 教材作成の事業毎に, 1・2枚程度で簡潔にまとめてください。

任意団体に関する事項

代表者

印

1. 団体名 ○○○○○○ ※省略せずに正確に記入すること

2. 団体の目的
.....

3. 団体の構成員及び役割等

役割等	構成員氏名	住 所	連絡先
会長	○○○○	東京都千代田区霞が関3-2-2	03-5253-4111
副会長	□□□□	東京都千代田区霞が関3-2-3	03-5253-4112
...
...

4. 団体の主たる事務所の所在地

○○○○○

5. 委託業務における債務責任者(複数人可)※債務責任者本人が署名・押印を行うこと

債務責任者 ○○○○

6. 責任者に事故等があった場合の処置※債務責任継承者本人が署名を行うこと

上記5における債務責任者が、本委託業務に係る債務の履行が不可能となった場合には、本委託業務に係る一切の債務を保証するものとする。

債務責任継承者 ○○○○

7. 会計事務処理の基準(旅費支給、謝金単価基準等)

旅費・謝金については、「平成28年度伝統音楽普及促進支援事業」募集案内の会計基準に基づいて処理する。

※実施団体の規定に基づき旅費等を算出する場合は、その会計規定を提出してください。

8. 定款、寄附行為に類する規約、団体の役員名及び財務諸表の公開の方法

当該団体のホームページにおいて公開している。

9. 業務終了後(解散後)の債務継承(証拠書類等の保存義務等)

当該団体が解散した場合、○○○○が証拠書類を保管及び債務を継承する。

10. その他必要な事項

伝統音楽普及促進支援事業実施要項

平成23年3月7日文化庁長官決定

(趣旨)

第1 伝統音楽の正しい知識、技能を指導者等に教授するために、実演家で構成された団体等が行う取組に対して支援を行うことにより伝統音楽の普及を促進し、将来の伝承者及び理解者の養成を図ることを目的とする。

(対象とする伝統音楽)

第2 本事業の対象とする伝統音楽は、専従実演家によって随時、公開される伝統芸能のうち、琵琶楽、尺八、箏曲、三味線音楽（歌い物、浄瑠璃）、能楽（謡、囃子）等とする。

(実施方法)

第3 実演家で構成された団体、文化芸術の振興を目的とした団体（以下「実施団体」という。）は、事業の実施に必要な実施計画書を文化庁に提出するものとする。

2 文化庁長官は、実施団体から提出された実施計画書のうちから、本事業としてふさわしいものを選考、決定し、事業を委託する。

3 文化庁長官は、前項の決定に当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

(支援対象事業)

第4 本事業の支援対象とする事業は次の取り組みとし、事業を実施するにあたって実施団体は、実演家、教育関係者等で構成された協力体制（事業運営委員会）を整え、意見聴取等を行うものとする。

(1) 指導方法等を習得するための研究会、講習会、成果発表会

(2) 実演家と指導者等を繋ぐ調整者育成のための研修会

(3) 児童生徒の指導に用いる参考書、教則本の作成

(実施の期間)

第5 本事業の委託期間は、委託した日から当該年度末までとする。

(経費の負担)

第6 文化庁は、本事業の実施に当たり、予算の範囲内で実施に必要な経費の一部を負担するものとする。

(実施計画の変更等)

第7 事業決定後に、実施計画の内容に変更が生じた場合は、実施団体は、変更内容及び変更理由等を文化庁長官に届け出なければならない。

2 事業決定後にやむを得ず本事業を取りやめる必要が生じた場合は、実施団体は、理由を付けて速やかに文化庁長官に届け出なければならない。

(事業の報告)

第8 実施団体は、事業完了後に実施報告書を提出するものとする。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、文化庁次長が別に定める。

伝統音楽普及促進支援事業委託実施要項

平成23年3月7日文化庁次長決定

1. 趣 旨

伝統音楽の正しい知識、技能を指導者等に教授するために、実演家で構成された団体等が行う取り組みに対して支援を行うことにより伝統音楽の普及を促進し、将来の伝承者及び理解者の養成を図ることを目的とする。

2. 委託内容

伝統音楽普及促進支援事業として、実演家で構成された団体等が作成する業務計画書に基づき、次の取組からなる事業を実施する業務を委託する。

- (1) 指導方法等を習得するための研究会，講習会，成果発表会
- (2) 実演家と指導者等を繋ぐ調整者育成のための研修会
- (3) 児童生徒の指導に用いる参考書，教則本の作成

3. 委託先

本業務は、伝統音楽の実演家を構成員とする団体若しくは文化芸術の振興を目的とした団体のうち伝統音楽の普及に関する事業の実績を有する団体（以下「実施団体」という。）で、次の（1）から（2）のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
（※）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により設立された法人
- (2) 法人格は有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
 - ア 定款，寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
 - イ 団体等の意志を決定し，執行する組織が確立していること
 - ウ 自ら経理し，監査する等の会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

※ 特例民法法人…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する特例民法法人
公益社団法人・公益財団法人…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人

4. 委託期間

本事業の委託期間は、一会計年度内で契約した期間とする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする実施団体は、別に定める業務計画書等を文化庁に提出する。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合は、当該団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に直接要する経費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、通信運搬費、雑役務費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた実施団体が契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

委託を受けた実施団体が、業務を完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日又は当該委託年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体に通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

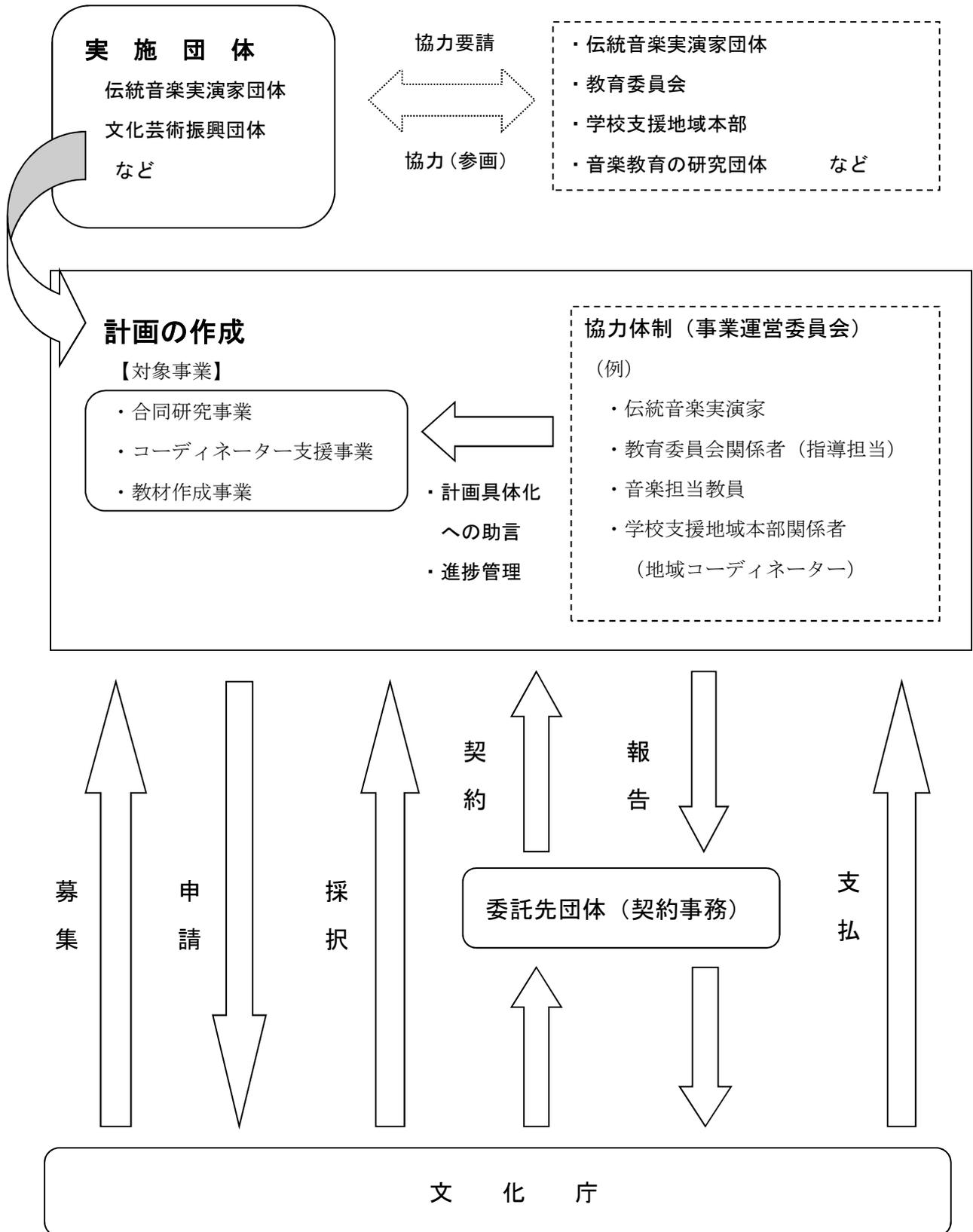
9. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託した実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘

密を保持しなければならない。

- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

事業の流れ



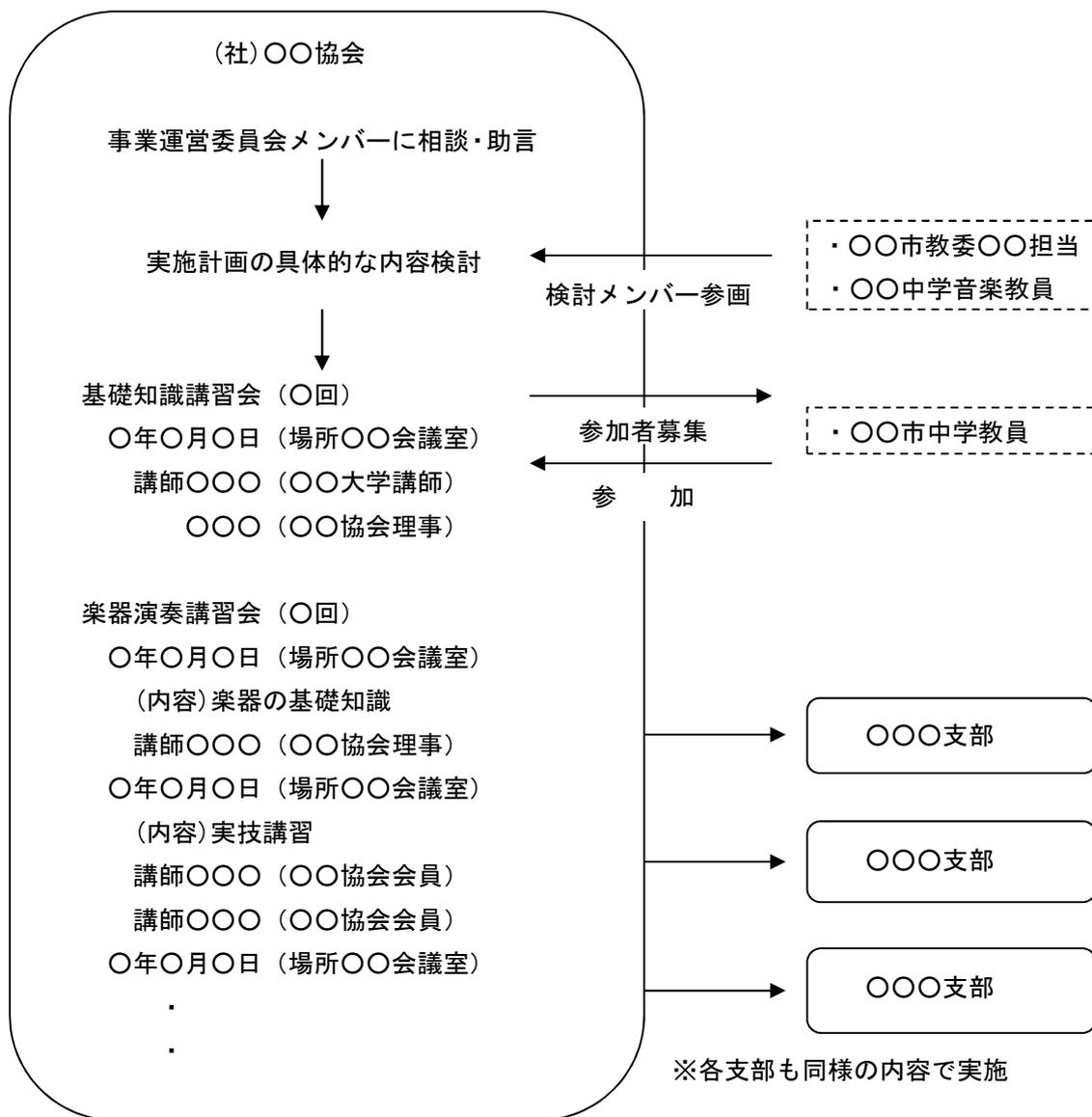
各事業のイメージ

※ 飽くまで参考例です。申請する際は、各実施団体独自の考えや団体の現状に見合う計画を立ててください。

合同研究事業

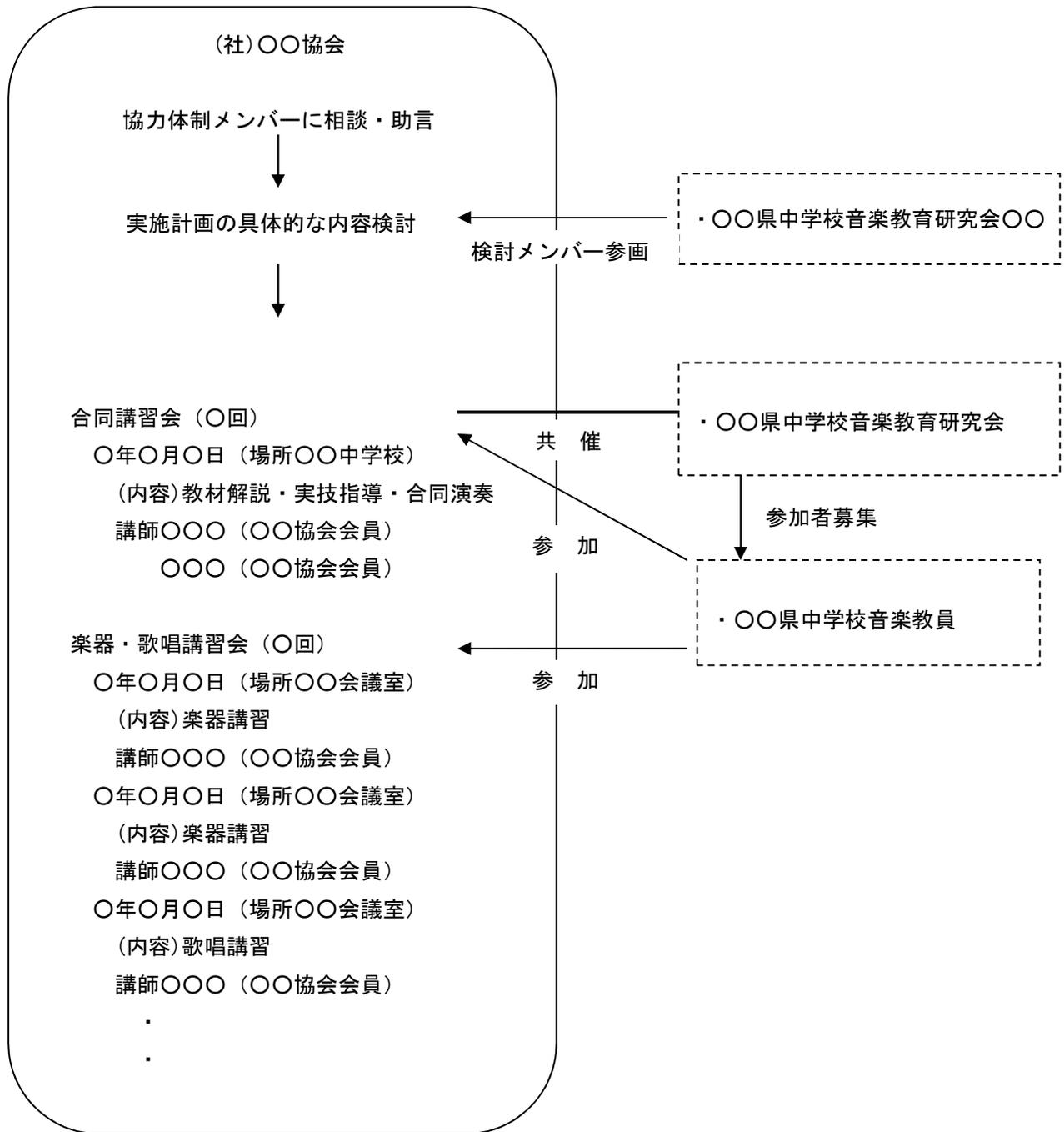
実施例 1

伝統音楽実演家団体の本部が実施主体となり、教員を対象とした講義及び実技の講習会を実施。同様の内容の事業を各支部でも実施。



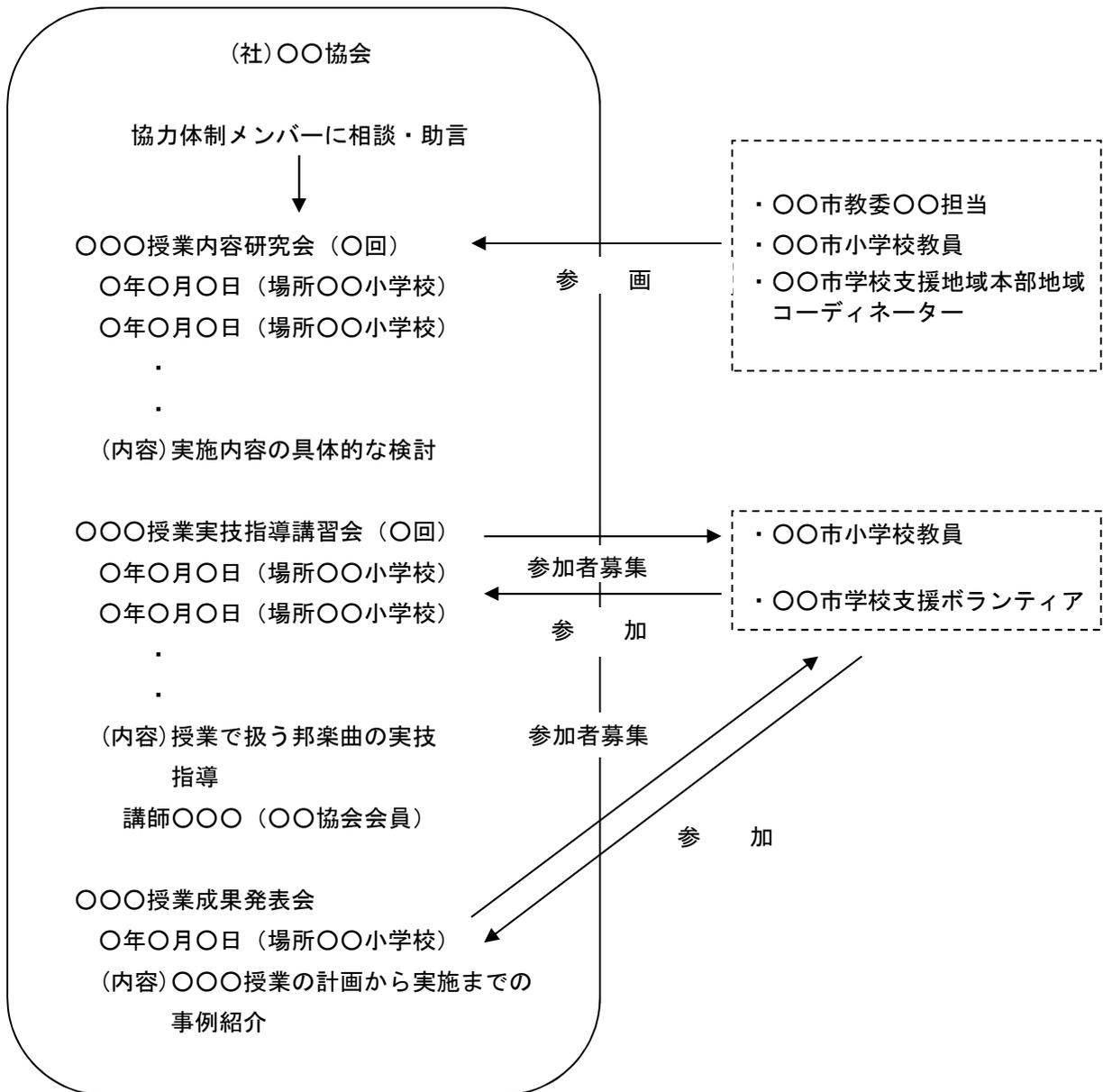
実施例 2

伝統音楽実演家団体が音楽教育研究会と共催して、教員を対象とした合同講習会、実技講習会を実施。



実施例 3

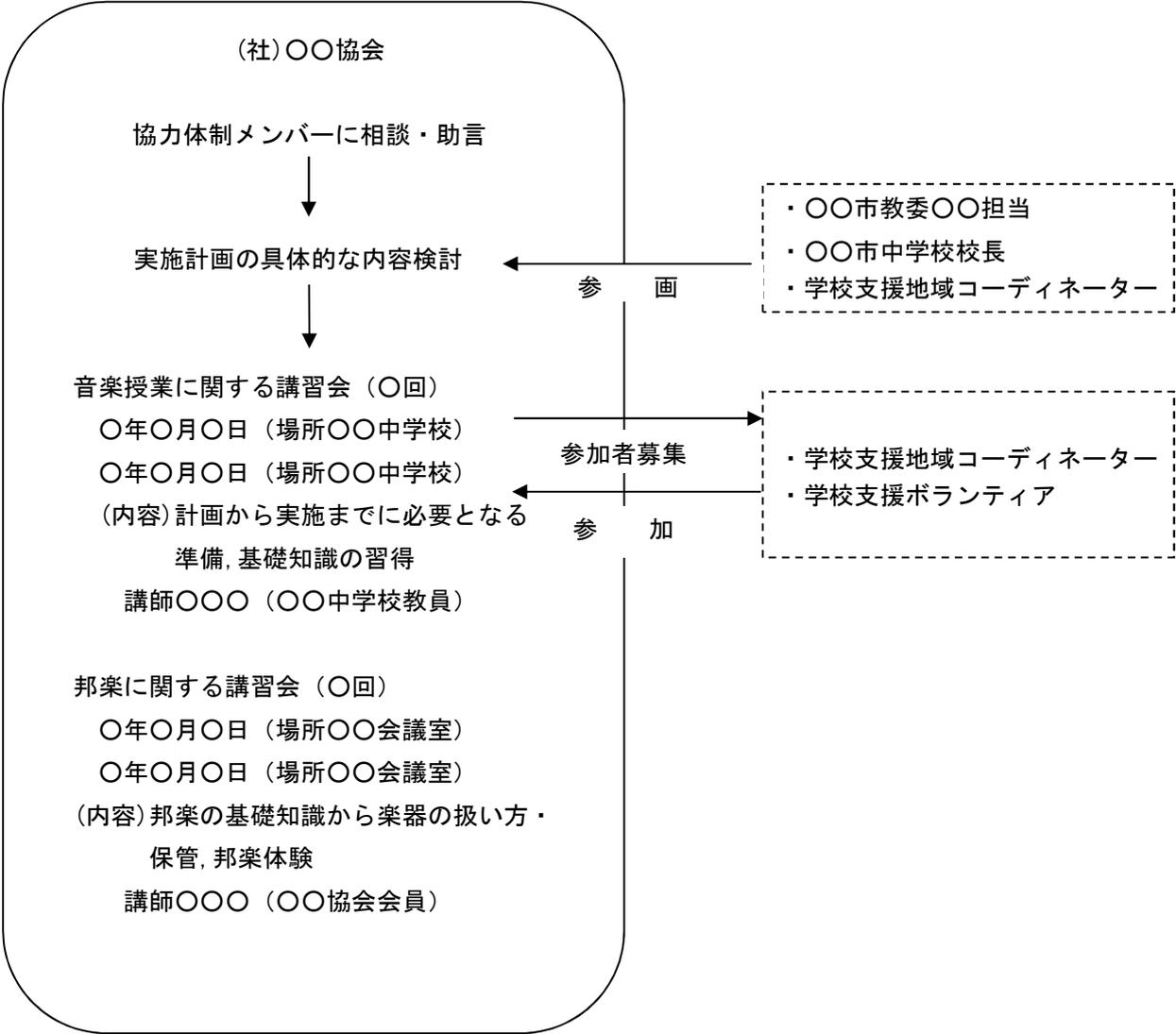
伝統音楽実演家団体が教育関係者, 学校支援関係者の参画を得て, 授業で取り組む内容について検討し, 検討結果を事例紹介として発表。



コーディネーター支援事業

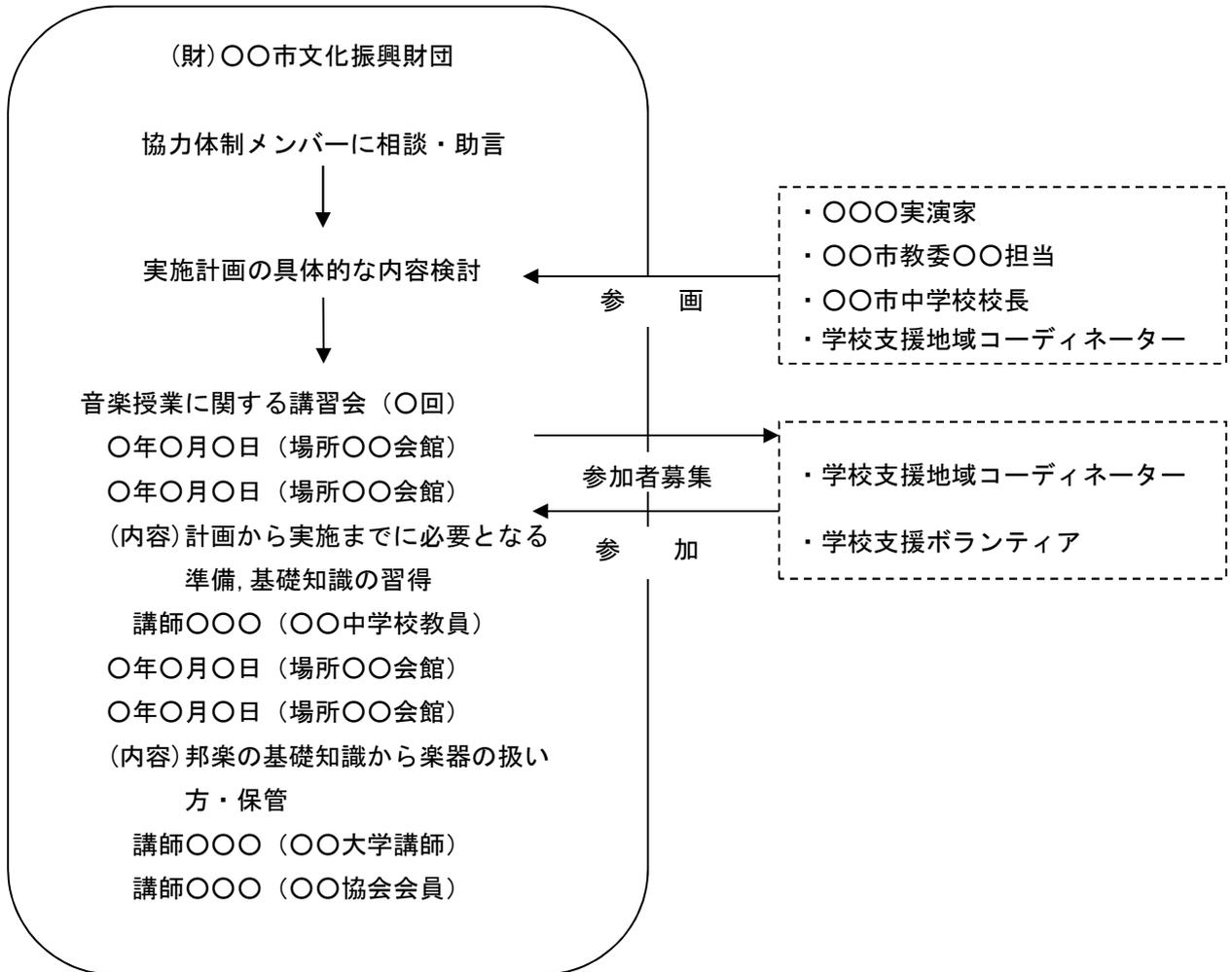
実施例 1

伝統音楽実演家団体が学校支援ボランティア等を対象に、実演家・教員による学校教育で必要な基本的な知識の習得, 邦楽体験のための講習会を実施。



実施例 2

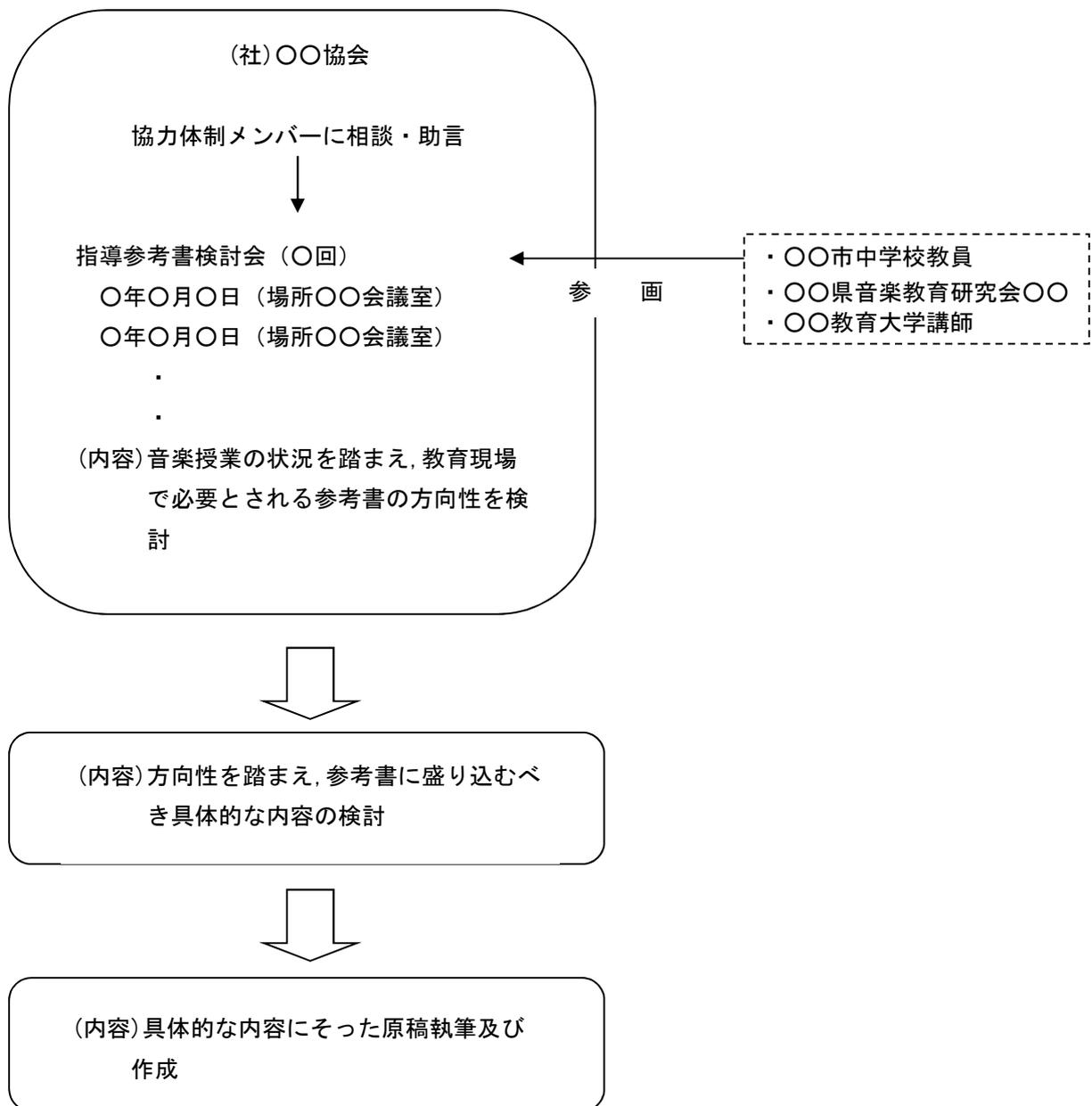
文化振興を目的とする法人が学校支援ボランティアを対象とし、学校教育で必要な基本的な知識の習得のための講習会を実施。



教材作成事業

実施例

伝統音楽実演家団体が中学校で使用する指導参考書を作成するために、音楽教員等で構成する検討会において具体的内容を検討する。



伝統音楽普及促進支援事業 Q & A

計画するに当たって達成目標を求められるのか。

本事業は、実施団体に具体的な達成目標を求めてはいませんが、学校教育において実演家と教師、さらには調整者等が協働する仕組みが形成され、将来の伝承者や理解者を育む環境が整っていくことをねらいとしています。そのことを踏まえた事業を計画していただく必要があります。

支援対象となる伝統音楽なのかどうかを知りたい。

本事業では、プロの実演家集団が恒常的に公演活動等を行っており、更に現在まで継承されている様式が江戸時代以前に定まっているものが対象となります。

「事業運営委員会」は必ず設置しないとイケないのか。

団体の運営組織の中に「事業運営委員会」を新たに設置することを義務づけるものではありません。ただし、事業を実施するに当たっての助言、進捗状況を確認する役割を外部有識者に担っていただく「協力体制」は整えてもらう必要があります。また、「協力体制」は本事業終了後も継続して関係を築いていただくことを期待しています。このため、協力体制に要する経費は支援対象外としています。

「合同研究事業」「コーディネーター支援事業」「教材作成事業」の3つの事業を全て実施しないとイケないのか。

全ての事業の実施が望ましいですが、実施団体の事情により2つ又は1つの事業に限って実施することも可能です。

児童生徒を対象とした事業を対象外とするのはなぜか。

本事業は、児童生徒に伝統音楽を教授する仕組みの形成を実施目的とします。そのため、各事業の対象者は、指導者である実演家や教員、両者をつなぐ調整者としています。

実演家団体の支部組織が直接申請できるのか。

支部組織であっても、団体要件を満たしていれば申請は可能です。また、本部が実施主体となって支部で行う事業をまとめて申請することも可能です。その場合は、文化庁は本部と委託契約を取り交わしますので、会計処理等を含めた事業管理は本部が責任をもって行ってください。

主な伝統音楽実演家団体一覧

団体名	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ
一般社団法人 大阪三曲協会	〒542-0081 大阪府中央区 南船場 2-11-9-805	06-6245-0366	06-6245-0518	http://3kyoku.com/
一般社団法人 関西常磐津協会	〒542-0072 大阪府中央区高津 2-8-10 末広ビル 502号	06-6214-0753	06-6214-0755	http://www.kansai-to-kiwazu.com/top/page005.html
一般社団法人 義太夫協会	〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 17F	03-3541-5471	03-3546-2334	http://www.gidayu.or.jp/
清元協会	〒106-0031 東京都港区麻布 2-9-13 清元延寿太夫方	03-6450-5546	03-6450-5546	http://www.kiyomoto.org/
一般財団法人古曲会	〒105-0004 東京都港区新橋 4-15-4 叶家方	03-3431-3336	03-3431-3336	
新内協会	〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-27 鶴賀若狭掾方	03-3260-1804	03-3260-1804	
特定非営利活動法人 筑前琵琶連合会	〒253-0082 神奈川県茅ヶ崎市香川 6-11-29 藤巻旭鴻方	0467-51-9798	0467-51-9798	
公益社団法人 当道音楽会	〒542-0062 大阪府中央区上本町西 4-1-17	06-6768-1913	06-6764-6818	http://www.todo-ongakukai.jp/index.html
常磐津協会	〒157-0076 東京都世田谷区岡本 1-32-8 トキワオフィス 常磐津節保存会 常磐津文字太夫方	03-3707-3763	03-3707-2908	http://www.tokiwazu.jp/
一般社団法人 長唄協会	〒104-0061 東京都中央区銀座 2-11-19 銀座市川ビルディング 4階	03-3542-6564	03-3542-6598	http://www.nagauta.or.jp/
名古屋邦楽協会	〒460-0008 名古屋市中区栄 1-12-6 秋月ビル 404号室	052-229-8980	052-229-8980	

公益社団法人 日本小唄連盟	〒103-0012 東京都中央区日本橋 堀留町 2-3-3 グランドメゾン日本橋堀留 903号	03-5641-0830	03-5641-0833	
公益社団法人 日本三曲協会	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-15-12 パール赤坂 403	03-3585-9916	03-3585-9923	http://www.sankyoku.jp/index.php
日本琵琶楽協会	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-14-7 新宿パークサイド 永谷 305	03-5371-0120	03-5371-0230	
公益社団法人 能楽協会	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-40-13 双秀ビル	03-5925-3871	03-5925-3872	http://www.nohgaku.or.jp/
特定非営利活動法人 三味線音楽普及の会	〒102-0085 東京都千代田区六番町 7-5 紫山会館内	03-3264-2527	03-5210-9030	http://www.npo-shamisen.jp/

都道府県の関係課一覧

都道府県	関係課		電話番号（代表）
北海道	学校教育 (教員)	教育委員会 学校教育局義務教育課・高校教育課	011-231-4111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 学校教育局義務教育課子ども地域支援グループ	
	文化振興全般	環境生活部 文化・スポーツ課文化グループ	
	文化財	教育委員会 生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ	
青森県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校教育課	017-722-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	環境生活部県民生活文化課文化・NPO活動支援グループ	
	文化財	教育委員会 文化財保護課	
岩手県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校教育室	019-651-3111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習文化課	
	文化振興全般	政策地域部NPO・文化国際課	
	文化財	教育委員会 生涯学習文化課	
宮城県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	022-211-2111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	環境生活部消費生活・文化課文化振興班	
	文化財	教育委員会 文化財保護課	
秋田県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	018-860-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	生活環境部県民文化政策課 (芸術文化の振興、県民会館など)	
		教育委員会 生涯学習課 (学校における芸術文化事業など)	
文化財	教育委員会生涯学習課文化財保護室		

都道府県	関係課		電話番号（代表）
山形県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	023-630-2211
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 文化財・生涯学習課生涯学習振興室	
	文化振興全般	企画振興部 県民文化課	
	文化財	教育委員会 文化財・生涯学習課	
福島県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	024-521-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育課	
	文化振興全般	文化スポーツ局文化振興課	
	文化財	教育委員会 文化財課	
茨城県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	029-301-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	生活環境部生活文化課文化振興担当	
	文化財	教育委員会 総務企画部文化課	
栃木県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校教育課	028-623-2323
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	県民生活部県民文化課	
	文化財	教育委員会 文化財課	
群馬県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	027-223-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	生活文化スポーツ部文化振興課	
	文化財	教育委員会 文化財保護課	
埼玉県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育指導課・高校教育指導課	048-824-2111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 家庭地域連携課	
	文化振興全般	県民生活部文化振興課文化振興担当	
	文化財	教育委員会 生涯学習文化財課	

都道府県	関係課		電話番号（代表）
千葉県	学校教育 (教員)	教育委員会 教育振興部指導課	043-223-2110
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室	
	文化振興全般	環境生活部県民生活・文化課文化振興班	
	文化財	教育委員会 教育振興部文化財課	
東京都	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育特別支援教育指導課・高等学校教育指導課	03-5321-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 地域教育支援部生涯学習課	
	文化振興全般	生活文化局文化振興部企画調整課	
	文化財	教育委員会 地域教育支援部管理課	
神奈川県	学校教育 (教員)	教育委員会 子ども教育支援課・高校教育支援課	045-210-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習部生涯学習課	
	文化振興全般	県民局くらし県民部文化課文化企画グループ	
	文化財	教育委員会 生涯学習部文化遺産課	
新潟県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高等学校教育課	025-285-5511
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習推進課	
	文化振興全般	県民生活・環境部文化振興課	
	文化財	教育委員会 文化行政課	
富山県	学校教育 (教員)	教育委員会 小中学校課・県立学校課	076-431-4111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 小中学校課	
	文化振興全般	生活環境文化部文化振興課	
	文化財	教育委員会 生涯学習・文化財室文化財班	
石川県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校指導課	076-225-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	県民文化局文化振興課伝統文化・芸術振興グループ	
	文化財	教育委員会 文化財課	

都道府県	関係課		電話番号（代表）
福井県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	0776-21-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 義務教育課	
	文化振興全般	観光営業部文化振興課	
	文化財	教育委員会 生涯学習文化財課	
山梨県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	055-237-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育課	
	文化振興全般	企画県民部生涯学習文化課文化振興担当	
	文化財	教育委員会 学術文化財課	
長野県	学校教育 (教員)	教育委員会 教学指導課	026-232-0111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 文化財・生涯学習課	
	文化振興全般	県民文化部文化政策課	
	文化財	教育委員会 文化財・生涯学習課	
岐阜県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校支援課	058-272-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育文化課	
	文化振興全般	環境生活部文化振興課	
	文化財	教育委員会 社会教育文化課	
静岡県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高等学校教育課	054-221-2455
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育課	
	文化振興全般	文化・観光部文化学術局文化政策課	
	文化財	教育委員会 文化財保護課	
愛知県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高等学校教育課	052-961-2111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	教育委員会 生涯学習課	
	文化財	教育委員会 生涯学習課文化財保護室	

都道府県	関係課		電話番号（代表）
三重県	学校教育 (教員)	教育委員会 小中学校教育課・高校教育課	059-224-3070
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育・文化財保護課	
	文化振興全般	環境生活部文化振興課	
	文化財	教育委員会 社会教育・文化財保護課	
滋賀県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校教育課	077-528-3993
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	総合政策部文化振興課	
	文化財	教育委員会 文化財保護課	
京都府	学校教育 (教員)	教育委員会 学校教育課・高校教育課	075-451-8111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 指導部社会教育課	
	文化振興全般	文化スポーツ部文化芸術振興課	
	文化財	教育委員会 指導部文化財保護課	
大阪府	学校教育 (教員)	教育委員会 市町村教育室小中学校課・教育振興室高等 学校課	06-6941-0351
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 市町村教育室地域教育振興課	
	文化振興全般	府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課	
	文化財	教育委員会 文化財保護課	
兵庫県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	078-341-7711
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育課	
	文化振興全般	企画県民部芸術文化課	
	文化財	教育委員会 文化財課	

都道府県	関係課		電話番号（代表）
奈良県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校教育課	0742-22-1101
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 人権・地域教育課	
	文化振興全般	地域振興部文化振興課	
	文化財	教育委員会 文化財保存課	
和歌山県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・県立学校教育課	073-432-4111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習局生涯学習課	
	文化振興全般	企画部企画政策局文化国際課	
	文化財	教育委員会 生涯学習局文化遺産課	
鳥取県	学校教育 (教員)	教育委員会 小中学校課・高等学校課	0857-26-7111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	地域振興部文化政策課	
	文化財	教育委員会 文化財課	
島根県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校企画課・教育指導課	0852-22-5111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育課	
	文化振興全般	環境生活部文化国際課	
	文化振興全般	教育委員会 文化財課	
岡山県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	086-224-2111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	環境文化部文化振興課	
	文化財	教育委員会 文化財課	
広島県	学校教育 (教員)	教育委員会 教育部義務教育指導課・高校教育指導課	082-228-2111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 教育部生涯学習課	
	文化振興全般	環境県民局文化芸術課文化振興グループ	
	文化財	教育委員会 管理部文化財課	

都道府県	関係課		電話番号（代表）
山口県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	083-933-3111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育・文化財課	
	文化振興全般	総合企画部文化振興課	
	文化財	教育委員会 社会教育・文化財課	
徳島県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校政策課学力向上推進室	088-621-3160
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習政策課	
	文化振興全般	県民環境部文化スポーツ立県局とくしま文化振興課	
	文化財	教育委員会 教育文化政策課	
香川県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	087-831-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習・文化財課	
	文化振興全般	政策部文化芸術局文化振興課	
	文化財	教育委員会 生涯学習・文化財課	
愛媛県	学校教育 (教員)	教育委員会 指導部義務教育課・高校教育課	089-941-2111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 管理部生涯学習課	
	文化振興全般	企画振興部文化・スポーツ振興課	
	文化財	教育委員会 管理部文化財保護課	
高知県	学校教育 (教員)	教育委員会 小中学校課・高等学校課	088-823-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	文化生活部文化推進課	
	文化財	教育委員会 文化財課	
福岡県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	092-651-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育課	
	文化振興全般	新社会推進部県民文化スポーツ課	
	文化財	教育委員会 文化財保護課	

都道府県	関係課		電話番号（代表）
佐賀県	学校教育 (教員)	統括本部政策監グループ（文化創造・世界遺産推進担当） 教育委員会 学校教育課	0952-24-2111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育・文化財課	
	文化振興全般	統括本部政策監グループ（文化創造・世界遺産推進担当）	
	文化財	教育委員会 文化財課	
長崎県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	095-824-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	文化観光国際部 文化振興課	
	文化財	教育委員会 学芸文化課	
熊本県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	096-383-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育課	
	文化振興全般	企画振興部文化企画世界遺産推進課	
	文化財	教育委員会 教育総務局文化課	
大分県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	097-536-1111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育課	
	文化振興全般	企画振興部芸術文化スポーツ局芸術文化振興課	
	文化財	教育委員会 文化課	
宮崎県	学校教育 (教員)	教育委員会 学校政策課	0985-26-7111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習課	
	文化振興全般	県民政策部文化文教課	
	文化財	教育委員会 文化財課	
鹿児島県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・高校教育課	099-286-2111
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 社会教育課	
	文化振興全般	総務部県民生活局生活・文化課	
	文化財	教育委員会 文化財課	

都道府県	関係課		電話番号（代表）
沖縄県	学校教育 (教員)	教育委員会 義務教育課・県立学校教育課	098-866-2333
	生涯学習 (学校支援地域本部)	教育委員会 生涯学習振興課	
	文化振興全般	文化観光スポーツ部文化振興課	
	文化財	教育委員会 文化財課	

問い合わせ先について、ご不明な点等ございましたら、文化庁文化財部伝統文化課振興係(03-5253-4111(内線3104))まで連絡ください。